

独立行政法人労働者健康福祉機構
平成24年度業績評価委員会報告書

平成25年3月26日

独立行政法人労働者健康福祉機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康福祉機構

業績評価委員

相澤 好治（学校法人北里研究所常任理事）

相原 康伸（現全日本自動車産業労働組合総連合会会長）

平成24年9月6日付退任

圓藤 吟史（大阪市立大学大学院教授）

郡司 典好（全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長）

平成24年9月11日付就任

◎ 田中 滋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）

田中 秀明（（社）日本経済団体連合会労働法制本部長）

原 正道（横浜市立大学名誉教授・横浜市医療政策室参与）

山本 大博（航空連合会会長）

◎：委員長

（50音順 敬称略）

※ 高橋 信雄委員（JFEスチール株式会社安全衛生部主幹(部長)）
は平成25年2月4日に逝去された。

はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）における、平成23年度業務実績及び平成24年度上半期業務実績の評価並びに平成25年度の運営に向けた意見を求めるため、平成24年7月4日及び12月19日に独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催したところである。

独立行政法人労働者健康福祉機構平成24年度業績評価委員会報告書（以下「本報告書」という。）は、機構の業務について、当委員会における意見を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 第二期中期目標・中期計画に基づく平成23年度業務実績及び平成24年度上半期業務実績について

機構は平成21年2月27日に厚生労働大臣から示された第二期中期目標に基づき、被災労働者の療養の向上、労働者の健康の保持・増進に関する事業として労災病院、産業保健推進センター、労災リハビリテーション作業所等を運営するとともに、労働者の福祉の向上のため、未払賃金立替払事業等を実施している。平成23年度及び平成24年度上半期の主な取組、実績は次のとおりである。

(1) 東日本大震災への対応について

東日本大震災への対応について、全国労災病院により被災地への医療チーム（98医療チーム）派遣及び被災患者等の受入等に平成22年度から引き続き取り組んでおり、平成23年5月29日からは、国からの要請に基づく東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等を目的とした継続的な医師派遣を実施中である。

また、全国47都道府県に設置されている産業保健推進センター等において、産業保健スタッフのみならず被災労働者及びその家族等を対象としたフリーダイヤルによるメンタルヘルス相談、健康相談等の対応窓口設置

や被災地及び避難先でのメンタルヘルス等健康相談の開催といった取組や、産業医や企業の労務担当者といった事業者等を対象とした災害時のメンタルヘルス対策、放射線による健康障害、がれき処理・石綿ばく露防止等をテーマとした研修会等、精力的に取り組んだ。

これらの震災対応は、全国に展開する機構のスケールメリットを十二分に生かしたものであり、社会的なニーズに応じた様々な取組が現在まで切れ目無く且つ的確に実施されていることについては非常に高く評価できる。

(2) 労災病院事業について

労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を果たす医療機関として、一般診療を基盤とした労災疾病等に関する高度・専門的な医療の提供、労災疾病等に係るモデル医療等の研究・開発、普及、勤労者に対する過労死予防等の推進、地域医療機関に対する勤労者医療の支援、行政機関等への貢献などに取り組んでいる。

労災病院全体を通じ、労災疾病等に関する高度・専門的な医療の提供及び勤労者医療の地域支援への取組を進めた結果、平成24年度上半期までに地域医療支援病院の承認施設数が23施設（平成22年度19施設）、地域がん診療連携拠点病院施設数が11施設、地域がん診療拠点病院に準じる病院施設数が8施設（合計19施設）となっており、一般病棟入院基本料算定（7対1看護体制）施設数が23施設（平成22年度13施設）にまで拡大している。

また、平均在院日数が14.4日と一層の短縮が図られるとともに、クリニカルパスの策定件数も着実に増加しているなど急性期化への対応も進み、殆ど全ての項目において、前年度を上回る実績を収めていることは評価できる。

さらに、第三者機関からの評価である病院機能評価機構評価等の認定施設数は30施設にのぼり、更新時期を迎えた施設については、より新しいバージョンでの更新受診を行う等、良質な医療の提供を目的とした取組を継続していることも併せて評価したい。

行政機関等への貢献については、国の要請に応じて、労災病院の医師等が、地方労災医員、地方じん肺診査医等の医員・委員の委嘱を受けるとともに、国が設置した審議会・委員会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。

また、国が行う労災認定や障害等級認定に係る意見書等の作成についても、アスベストやメンタルヘルス等、新たな産業関連疾患に係る依頼が増加する中、複数の診療科にわたる複雑な事案については院内の連携を密にするなど適切かつ迅速な対応に努めた結果、意見書等作成に係る平均処理日数が平成24年上半期で14.0日と独法移行直前の平成15年度の29.3日に比べ15.3日短縮しており、これらの取組については高く評価できる。

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センターにおいて実施している過労死予防対策、メンタルヘルス不調予防対策、勤労女性の健康管理対策における各種指導・講習会及び相談件数等において、前年度に実施した利用者満足度調査の要望等を行動計画に反映させ、勤労者の利用しやすい時間外・休日に各種指導・講習会を実施するなど、利用者の利便性に配慮した対応を一層推進した結果、平成23年度は年度計画で定めた各種目標値を達成するとともに、利用者の満足度調査においても有用であった旨の評価が91.1%と高い評価を得たことは評価できる。

労災疾病等13分野医学研究については、労災病院グループの持つスケールメリットや産業保健関係者とのネットワークを活用し、研究成果の普及促進等積極的な取組が行われ、国内外の関連学会等での学会発表件数、論文発表件数、及びホームページのアクセス件数のいずれもが設定した数値目標を達成し、成果を上げていることについては高く評価できる。

特に、アスベスト関連疾患分野及び粉じん等による呼吸器疾患分野における診断、治療法等研究成果の普及活動については、その研究成果が、日本国内のみならず、モンゴル、中国等のアジア諸国から高く評価されており、モンゴルにおける「じん肺とアスベスト関連疾患の診断のための実践ワークショップ」をはじめとする講義実習の開催等、継続した普及活動に取り組んでいる。

財務内容については、労災病院の平成23年度損益は、昨年度と同様に厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用増加の影響を依然として強く受けているものの、医療連携の強化、上位施設基準の取得、高度・専門的医療の推進等による医業収入の増加に加え、医療機器の共同購入、後発医薬品の採用拡大等による調達コストの削減等について、本部と病院が連携して経営改善に取り組んだ結果、臨時損失を除く経常利益は5億円を確保している。また、当期損益は▲12億円となっているものの、独法会計基準改訂に伴う減損損失14億円の計上という特殊要因を除けば2億円の当期利益を確保したことは評価できる。

なお一層の経営改善を推し進め、繰越欠損金の解消に向けた積極的かつ計画的な取組に期待したい。

(3) 産業保健推進センター等事業について

産業保健推進センター等における産業医等の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修・相談については、地域の状況、利用者のニーズに応じた質・利便性の向上への取組を実施している。また、情報提供における取組についてもメールマガジン内容の充実及び登録者の拡大、ホームページ掲載情報の充実によりホームページアクセス件数も目標を達成した。

産業保健推進センターは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）により、産業保健サービスを維持しつつ、段階的な集約化を図ることが求められており、平成22年度末から推進センターを集約化し、連絡事務所を設置したところであるが、平成23年度においては、本部及び支援センターによる経理業務の実施、研修会への応援出張等の連絡事務所への支援等に努め、研修回数・相談件数等、過去の実績を維持していることは高く評価できる。今後も、集約化により地域の利便性が低下することのないよう引き続き体制作りを進めていくとともに、労災病院及び地域産業保健センターとより有機的な関係を構築していくことを期待したい。

(4) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払事業においては、立替払の迅速化と立替払債権の適切な管理、求償に取り組んでおり、立替払の迅速処理に向けて全国各地の大型請求事案等に対する破産管財人（弁護士）等との打合せ、事前調整の実施等の取組を行った結果、過去最短の18.8日と支払いの迅速化が進んだことは高く評価できる。

また、立替払債権の管理に係る賃金請求に基づく求償についても、当該月の立替払の対象となった全事業所に対し、翌月には求償額等の通知及び債務承諾書等の提出要請を文書で実施すること等の取組を行った結果、累積回収率24.3%と過去最高を更新したことは評価できる。

（5） 労災リハビリテーション作業所事業について

労災リハビリテーション作業所においては、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、関係機関との連携等により、平成23年度における社会復帰率は36.5%と中期目標の「30%以上」を上回る社会復帰率を確保していることは評価できる。

また、作業所の縮小、廃止に向けた取組の結果、平成24年度末の廃止とされていた福井作業所及び愛知作業所が、在所者全員の希望先への退所が完了したため、それぞれ平成24年9月及び平成25年2月に前倒しして廃止された。

今後廃止を予定している、宮城作業所、福岡作業所及び長野作業所についても引き続き関係機関等との連携を密にし、在所者の退所先の確保に万全を期すとともに、円滑な廃止に向けて手続きを進めていただきたい。

（6） 納骨堂事業について

納骨堂については、御遺族等の方々に配慮した運営が求められており、平成23年度の産業殉職者合祀慰霊式では、慰霊式の状況が後方席からも容易に見ることができるように慰霊式会場にTVモニターを設置するとともに、高齢者、障がい者等に配慮し、坂道でのキャリーカートの運行、高尾駅と霊堂間の送迎バスの運行など、慰霊式参列者の方々のための改善が認められ、その結果、満足度調査においても92.8%と高い数値を得て

いることは評価できる。

2 平成25年度の運営に向けて

(1) 地域医療の中核的役割の推進、急性期医療への対応等について

労災病院事業における地域の中核的役割の推進、急性期医療への対応等の取組の結果、救急患者受入数の増加及び平均在院日数の短縮等については着実に実績を伸ばし続けている。今後、更なる急性期化の推進に伴い、医師・看護師・コメディカル等の業務負担の増加が想定されるが、これに伴うスタッフの過重労働対策や、モチベーション維持対策等についても引き続き取組をお願いしたい。

(2) 救急医療体制の強化について

労災病院事業における救急医療体制の強化に係る業務実績については、救急患者受入数等、前年度から引き続き増加傾向にある。これは、救急患者受入体制の強化に向けた取組の成果がその一因にあると考えられるため、今後の報告について受入患者数等の数値実績による視点のみならず、増加の要因となった取組内容等のアピールについても検討いただきたい。

(3) 安全な医療の推進

労災病院事業における安全な医療の推進を目的とした「労災病院間医療安全相互チェック」は、医療機関同士が相互にチェックを行う非常に価値のある取組である。今後は、相互チェックを通じて見つかったリスク要因等々が、グループ内の労災病院に情報提供され、各施設の医療安全対策に活用されているかまでチェックを行うことで PDCA サイクルとして機能させていくことを期待したい。

(4) 労災疾病等に係る研究・開発

今般発生した印刷業における職業性胆管がんの問題については、原因等、十分に判明しておらず、いまだ全貌が掴めていない状況である。労災病院グループの持つスケールメリットや臨床データ等を活用し、研究等について引き続き協力をお願いしたい。

(5) 労災疾病等に係る研究成果の普及

理・美容師の職業性皮膚疾患の調査研究について、従業員数名からなる小規模な労働環境が多いため、労災申請せずに自己退職してしまう事例が多いと思われることから、実態の把握も不十分な状況であり行政的に課題の多い分野であると言える。これらのことから当該研究は非常に有意義なものであると考えられるので継続的な実施をお願いするとともに、有効な予防や治療方法の検討といった視点から更に研究を発展させていくことを期待したい。

おわりに

平成25年度の業務運営については、機構の第二期中期目標期間（平成21年～平成25年度）の最終年度となることから、中期目標・中期計画の達成に向けて取り組んでいただくとともに、より効率的、効果的な業務の実施を通じて、働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する。

平成24年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

平成25年3月26日

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）第2期中期目標・中期計画、平成23年度業務実績及び平成24年度上半期業務実績並びに平成25年度の運営に関し、独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会より御評価及び御提言をいただきました事項につきまして、次のとおり業務の改善に反映いたします。

1 地域の中核的役割の推進、急性期医療への対応等について

労災病院事業における地域の中核的役割の推進、急性期医療への対応等の取組の結果、救急患者受入数・平均在院日数等については右肩上がりに実績を伸ばし続けている。今後、更なる急性期化の推進に伴い、医師・看護師・コメディカル等の業務負担の増加が想定されるが、これに伴うスタッフの過重労働対策や、モチベーション維持対策等についても引き続き取組をお願いしたい。

医師・看護師・コメディカル等の過重労働対策及びモチベーション維持対策については、

- ① 医師事務作業補助者や臨床工学技士の増員による医師の負担軽減
- ② 看護師の増員による業務軽減
- ③ 看護助手・クラーク等の導入による看護師の業務の整理・合理化等の取組を行っている。

また、各施設において職場懇談会等を開催し、職場の実情を把握するとともに、職場の要望等の適切かつ迅速な解決に努めている。

今後も引き続き、職員の過重労働対策及びモチベーション維持対策に取り組んでいきたい。

2 救急医療体制の強化について

労災病院事業における救急医療体制の強化にかかる業務実績については、救急患者受入数等、前年度から引き続き増加傾向にある。これは、救急患者受入体制の強化に向けた取組の成果がその一因にあると考えられるため、今後の報告について受入患者数等の数値実績による視点のみならず、増加の要因となった取組内容等のアピールについても検討いただきたい。

救急患者の受入れについては、全国 31 の労災病院が所在する医療圏の地域保健医療計画において、その役割が明記されている。当機構としても、地域医療を支える観点から取組み強化を積極的に推進している。

構造設備では、ICU、HCU 等の救急病床の整備、増床を図るとともに、CT、MRI 等の高額医療機器の計画的な更新を行っている。また、救急部の設置や院内トリアージの実施、救急隊とのホットラインの創設など円滑な救急患者受入れに向け、体制を整えている。

さらに、救急看護等の認定看護師を育成するなど人材育成を図り、公的中核病院として地域の救急医療の充実と発展に貢献する。

【参考】

○ICU、HCU 施設数（病床数）の推移

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
ICU（病床数）	9（70）	10（64）	12（86）	14（100）
HCU（病床数）	1（12）	4（47）	3（24）	5（39）

○高額医療機器の更新状況

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
CT	4 施設	4 施設	3 施設	6 施設
MRI	4 施設	2 施設	1 施設	3 施設

○院内トリアージ実施料

平成 24 年度 4－11 実績

施設数	取扱件数
19 施設	21,718 件

○認定看護師登録者数

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
救急看護	5	5	7	7
集中ケア	9	9	11	15
手術看護	6	6	8	9
脳卒中リハビリテーション 看護	0	0	3	8

3 安全な医療の推進について

労災病院事業における安全な医療の推進を目的とした「労災病院間医療安全相互チェック」は、医療機関同士が相互にチェックを行う非常に価値のある取組である。今後は、相互チェックを通じて見つかったリスク要因等々が、グループ内の労災病院に情報提供され、各施設の医療安全対策に活用されているかまでチェックを行うことで PDCA サイクルとして機能させていくことを期待したい。

「労災病院間医療安全相互チェック」は、医療安全に関する近隣労災病院との情報交換をとおして医療安全の推進を図り、もって医療の質の向上に資するための取組であり、全国労災病院を11のグループに分けて実施している。

相互チェックを通じて明らかになったリスク要因及び改善状況等については、チェックを実施した病院による提言書及びチェックを受けた病院の改善報告書により実施したグループ内において共有され、各施設の医療安全対策に活用されている。

さらに、全グループのチェック結果は、本部を通じて全国の労災病院に情報提供し、共有しているところである。

今後は、PDCAサイクルをより機能させる観点から、全国労災病院の医療安全管理担当者が集う会議等において、相互チェックによって明らかになったリスク要因及び改善状況等についての事例検討等を実施する等、更なる安全な医療の推進を図って医療水準の向上に寄与するよう取り組んでいきたい。

4 労災疾病に係る研究・開発について

今般発生した印刷業における職業性胆管がんの問題については、原因等、十分に判明しておらず、いまだ全貌が掴めていない状況である。労災病院グループの持つスケールメリットや臨床データ等を活用し、研究等について引き続き協力をお願いしたい。

入院患者病職歴調査を用いた疫学研究として、関東労災病院佐藤副院長を研究責任者とし、「若年性胆管がんの疫学的研究及び印刷業と悪性腫瘍若年発症の関連性の検討」を平成24年10月から開始した。

平成24年11月には、病職歴システムに登録されている50歳未満の若年性胆管がん症例に係る診療情報要約書（サマリー）の写しの提出を関係施設へ依頼し、平成25年2月には、印刷業に従事していた50歳以上の診療情報要約書の直近5年間分の提出を関係施設へ追加依頼したところ。

これらの病職歴データを解析することにより、若年性胆管がんの臨床像を検討し、発症に職業関連因子がどの程度関与しているかを検討するとともに、印刷業従事者における疾病分布を調査し、他の悪性腫瘍の発症の関連性を検討することとしている。

また、産業保健推進センターにおいては、印刷業の洗浄作業等に従事する人からの健康上の相談に応じるため、平成24年7月12日から、産業保健の専門家による「電話相談」をフリーダイヤルで実施している。

5 労災疾病等に係る研究・開発の普及について

理・美容師の職業性皮膚疾患の調査研究について、従業員数名からなる小規模な労働環境が多いため、労災申請せずに自己退職してしまう事例が多いと思われることから、実態の把握も不十分な状況であり行政的に課題の多い分野であると言える。これらのことから当該研究は非常に有意義なものであると考えられるので継続的な実施をお願いするとともに、有効な予防や治療方法の検討といった視点から更に研究を進展させていくことを期待したい。

理・美容師の職業性皮膚疾患の調査研究については、第1期研究結果を踏まえ、第2期で、皮膚科医や産業医の適切な診断、治療及び予防に役立てられるよう、職業性皮膚疾患に関する情報蓄積を目的とした「職業性皮膚疾患NAVI」を開発し、継続的にコンテンツの充実を図っている。

また、多くの関係者に「職業性皮膚疾患NAVI」を認識してもらうため、リーフレットを作成し関係学会等における配布や関連学会誌等に広告を掲載している。

今後も、引き続き「職業性皮膚疾患NAVI」における登録症例数の増加を図るとともに、皮膚科診療に精通していない産業医等向けの「皮膚障害対策マニュアル（仮）」を作成し、これまで得た知見を関係者へ普及していく予定である。